

## 精霊船は届け出を

### 道路使用許可申請

2メートル以上の精霊船を出す人（団体）は道路使用許可申請が必要です。

しまばら観光おもてなし課または各地区公民館に備え付けの申請書に、必要事項を記入し、しまばら観光おもてなし課または各地区公民館へ提出してください。

▶**申込期間** 7月1日（水）～7月17日（金）

※この期間以降は、直接島原警察署へ提出してください

▶**道路使用許可証の交付日時および場所**

7月31日（金） 10時から 森岳公民館

※責任者は必ず出席してください

※処分負担金の納入が確認できなければ、道路使用許可証の交付ができない場合があります

### 処分負担金

精霊船の処分を精霊流し行事実施協議会に依頼する場合は、負担金が必要です。しまばら観光おもてなし課または各地区公民館に備え付けの「精霊船処分負担金振込用紙」で負担金を納めてくだ

さい。

※振込手数料は、精霊流し行事実施協議会で負担します

▶**処分負担金（1隻分）**

・流し場から海に流す場合…2万円

・陸上集積の場合…1万2000円

※企業（葬祭業者）などが参加する場合は、一律5万円になります

※2メートル未満の精霊船も処分を依頼する場合は負担金が必要です

※精霊船を野外で焼却することは、法律で禁止されています。自己処分する場合は高さ60センチメートル、幅1メートル、長さ2メートル以下に寸断して東部リレーセンターに搬入してください（処理費用が必要です）

※天候の都合などで海に流せない場合も負担金の返却はありません

▶**問い合わせ先**

しまばら観光おもてなし課観光・ジオパーク班  
☎63-1111 内線212

### 精霊船の作製費を支援します

精霊船の作製に要する費用の一部を助成します

▶**助成額** 精霊船の作製に要する経費（2万円を上限）

▶**申込期限** 9月15日（火）まで

▶**申込方法** しまばら観光おもてなし課に備え付けの申込書に、必要事項を記入し、提出してください

▶**申し込み・問い合わせ先** 精霊流し行事実施協議会（しまばら観光おもてなし課内）☎63-1111 内線212



## サマージャンポ宝くじの購入は県内で！

県内で販売された宝くじの収益金は、県内市町の明るく住みよいまちづくりに使用されます。

宝くじは、県内で購入しましょう。

**発売日** 7月8日（水）～7月31日（金）

**抽選日** 8月11日（火）

▶**問い合わせ先** 総務課財政班 ☎63-1111 内線152

### サマージャンポ宝くじ

- ・1等…5億円（23本）
- ・1等前後賞…1億円（46本）
- ・1等の組違い賞…10万円（2277本）
- ・2等…1000万円（92本）
- ・3等…10万円（23000本）など

※発売総額 690億円（23ユニット）の場合

### サマージャンポミニ7000万

- ・1等…7000万円（110本）
- ・2等…700万円（220本）
- ・3等…30万円（2200本）
- ・4等…3万円（33000本）など

※発売総額 330億円（11ユニット）の場合